

国民健康保険・後期高齢者医療制度の改正

平成29年
8月1日
から

保健医療課医療予防係 ☎0824-73-1155 国保年金係 ☎0824-73-1158

✓ 高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます

医療費が高額になったとき、所得区分に応じて自己負担限度額が定められていますが、8月1日から、70歳以上の方(70歳未満の方で後期高齢者医療制度加入者も含む)の自己負担限度額が次の表のとおり変わります。

※激変緩和のため、平成29年8月と平成30年8月の2回に分けて、段階的に自己負担限度額が引き上げられる予定です。

✓ 年間限度額について

8月1日から、所得区分「一般」の方の「外来」の医療費は、8月1日から翌年7月31日までを1年間として、年間限度額144,000円が設定されます。長期療養している方の負担が増えないように、7月までの自己負担限度額(月額)12,000円の12カ月分(144,000円)として年間の上限額が変わらないようになっています。



自己負担限度額(月額)

[後期高齢者医療制度・70歳以上の国保の方]

7月31日
まで

所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円×1%) ※1
一般	12,000円	44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

8月1日
から

所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円×1%) ※1
一般	14,000円 (8月1日~翌年7月31日の年間限度額 144,000円)	57,600円 ※1
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

※1 過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額(月額)は44,400円になります。